

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6647-0656)
処分担当名	同上
処分の名称	障害年金の給付の額の改定
概要	予防接種法に基づき、定期又は臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡した場合に、その疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。給付金について、障害児養育年金、障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があり、他の等級に該当することとなった場合は、新たに該当する等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行いません。
根拠法令等 及び条項	予防接種法施行令 第15条、第22条
処分基準	年金額変更請求書に基づき厚生労働省が認定するため、大阪市が処分基準を設定することはできません。
ホームページ	
備考	